	附・天満宮社　一棟 木造、一間社流造、鉄板葺 ・旧宅　一棟 木造、建築面積二五二・〇九平方メートル、二階建、桟瓦葺一部鉄板葺 ・旧宅土蔵　一棟 土蔵造、建築面積三七・二四平方メートル、二階建、本瓦葺 ・附属屋　一棟 木造、建築面積一八二・九七平方メートル、桟瓦葺 ・平面図　一枚 昭和六年

○文部科学省告示第百七十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表下欄のように改めて重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十八日

文部科学大臣　林　芳正

上欄	
名称	白岩堰堤砂防施設 本堰堤 副堰堤 床固 方格枠
関係告示	平成二十一年文部科学省告示第九十四号

中欄	
名称及び員数	・本宮堰堤　一所 ・泥谷堰堤　一所

下欄	
名称	常願寺川砂防施設 白岩堰堤 本宮堰堤
員数	三所
構造及び形式	本堰堤、副堰堤、床固、方格枠からなる 本堰堤　重力式コンクリート造堰堤、堤長七六・〇メートル、堤高二〇・〇メートル、上流護岸及び導水堤附属 副堰堤　重力式コンクリート造堰堤、堤長三一・五メートル、堤高一〇・〇メートル、石張護岸附属 床固　コンクリート造床固、長さ三七・〇メートル、高さ三・〇メートル 方格枠　鉄筋コンクリート造方格枠、上端長一六・五メートル、下端長五九・〇メートル、三〇段、土留擁壁附属 本堰堤、旧第一副堰堤からなる 本堰堤　重力式コンクリート造堰堤、堤長一〇七・四メートル、堤高二二・〇メートル、水叩附属 旧第一副堰堤　重力式コンクリート造堰堤、堤長九六・二メートル、堤高六・〇メートル、右岸石張護岸附属 附・旧混合配給所基礎石垣　一所 石造、延長二六・七メートル
所有者	国（国土交通省）
所有者住所	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
所在地	富山県富山市有峰字真川谷割一八番三八・同富山市小見字家ノ高割二八番五・同富山市有峰字真川谷割一八番五・同中新川郡立山町芦峅寺字松尾三番・同中新川郡立山町芦峅寺字下林一番二